

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省総合政策局海洋政策課	電話番号: 03-5253-8266 e-mail: hqt-ocean-pc@ml.mlit.go.jp
評価実施時期	平成28年11月8日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>目的:1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約(マルポール条約)附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ及びⅤの改正に対応するもの。                  内容:【規制の強化・拡充】極海域における船舶等からの油、有害液体物質、汚水及び廃棄物(以下「油等」)の排出基準の改正                  必要性:極海域の海洋環境を保全するため、マルポール条約の規定に基づき極海域における新たな排出基準を国内法で担保する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第1条の8、第3条、第4条、第4条の2及び関係別表
想定される代替案	条約改正に対応した規制であるため、条約の内容と異なる独自の規制は代替案として想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	極海域を航行する船舶で新たな排出基準に未対応の船舶はこれに対応するための船舶の設備整備及び特定の船舶にあってはふん尿等の排出の承認に係る事務手続き	なし
(行政費用)	特定の船舶からのふん尿等の排出の承認に係る事務手続き	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	極海域の海洋環境保全に資する。	なし
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	極海域における船舶等からの油等の排出の規制を強化することから、当該規制が適用される船舶については新たな排出基準に適合する設備の整備等に要する費用は生じるが、本規制案により極海域の海洋環境の保全に資することができる。このため、規制による便益は規制による費用を大きく上回ると言える。	
有識者の見解その他関連事項	昨年5月に国際海事機関の第68回海洋環境保護委員会において、各国政府代表等による検討の結果、極海域における船舶からの油等の排出基準について、現行の規制より厳しい基準を平成29年1月1日より適用することを内容とするマルポール条約附属書の改正案が採択された。今回の基準の改正は同基準に対応するものである。	
レビューを行う時期又は条件	船舶による海洋環境の汚染については、我が国も参加する国際会議の場で主に議論し、これに対応して我が国においても必要に応じ評価又は検証を行っていく。	
備考		